

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料

令和5年10月31日

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会
記録提出請求経過

令和5年10月2日開催の標記委員会において決定した関係人への記録提出請求経過については、以下のとおり。

日時	場所	経過	資料No.
令和5年10月11日 午後6時35分	千代田庁舎	関係人：田代和正氏へ「記録提出請求書（再請求）」を郵送。（速達・一般書留・配達証明）	資料1
令和5年10月12日 午前11時6分		石岡郵便局により「記録提出請求書（再請求）」送達。	資料2
令和5年10月25日	千代田庁舎	関係人：田代和正氏より郵便にて返答あり（関係人側弁護士による意見書付き）。記録の提出は拒否された。	資料3

か議第 118 号

令和5年10月11日

田 代 和 正 様

茨城県かすみがうら市議会
議 長 小座野 定 偉



記録提出請求書（再請求）

本議会において審議中の事件の調査のため下記により再度記録の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1. 事件

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名簿のうち、本人の意思とは異なる署名に関して、久松公生議員の関与の有無を調査することについて

2. 提出を求める記録

令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿

3. 提出期限

令和5年10月26日（木）

4. その他

令和5年9月26日付「百条委員会の記録提出請求について」に対し、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会のオブザーバーを務めます弁護士より、別紙のとおり請求根拠とさせていただきます。

田代和正氏の問題提起について

2023.10.8 弁護士大川隆司

「百条委員会の記録提出請求書について」と題する田代和正氏の問題提起（本年9月26日付）について、以下のとおり当職の意見を述べます。

1 田代氏の問題提起の趣旨は、

①「旧筑波ハウスの跡地利用に関する要望書」（以下、本件要望書）という）

は既に取り下げられているので、その署名偽造に関する調査は、地方自治法100条所定の「普通地方公共団体の事務」には属さないのではないか、

②本件要望書の署名偽造に関する調査は市民のプライバシーを侵害するものではないか、

という2点です。

2 まず、第①の点について述べます。

（1）地方自治法100条に定める「普通地方公共団体の事務」には、現に議題

となっている事項に限られず、「将来議題に上るべき事項」を含む、とい

うことは、立法当初からの行政実例により、以下のとおり明確にされてい

ます。

ア 「第2条第2項の事務であって、通常は現に議題となっている事項、若しくは将来議題に上るべき基礎事項（議案調査）につき調査し、又は世論の焦点となっている事件（政治調査）等につきその実情を明らかならしめ、その他一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を審査（事務調査）することをいう。」（昭和23年10月12日付熊本県総務部長宛て総務庁自治課長回答）

イ 「問 同条の調査権行使の事務範囲は現在議会に上程中のものは勿論、将来付議されると予想される固有事務に及ぶものと思うがどうか。

答 お見込みのとおり。」（昭和24年2月14日付新潟県長岡市議会議長宛て総務庁自治課長回答）

(2) 住民から首長に対する「要望書」の提出は（要望、請願、陳情など表題の如何を問わず）、請願法（昭和23年法律13号）所定の「請願」に該当します。同法は、請願の方式として「住所氏名の明記」を規定し、また官公署の誠実処理義務を規定しています。すなわち要望書の受理および処理は地方公共団体の重要な固有事務の一つであり、署名の偽造への対応策の樹立も当然これに含まれると解されます。

(3) 本件要望書に関する偽造の有無・態様に関する調査は、（当該要望書の「取り下げ」の有無にかかわらず）将来の要望書に関する偽造等の防止策

の樹立に資するものと考えられるので、「将来発生する可能性がある問題」

を対象とする調査として、100条調査権の範囲に属します。

3 つぎに田代氏の問題提起②について述べます。

「何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示あるいは公表されない自由を有する」ことは当然ですが、「正当な行政目的」を有する個人情報の利用は、個人情報を「みだりに」公表することには該当しません（最高裁平成20年3月6日、同令和5年3月9日各判決参照）。個人情報保護法も、法令に基づく個人情報の取得及び利用を認めています（61条、69条）。

100条調査は法令に基づく議会の権限行使ですから、個人情報の正当な利用に該当します。

4 田代氏の問題提起は、更に進んで本件100条調査が「違法・不当な公金支出になりかねないのではないか」、また「議会の責任問題に発展」しかねないのではないか、とも危惧されていますが、前提となる前記①、②の各指摘は前述のとおりいずれも根拠を欠き、本件100条調査は適法・正当なものである以上、これらの危惧も全く根拠がないということが出来ます。

以上

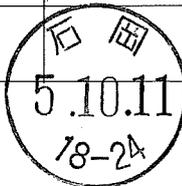
書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前) <u>石川がら5市 区田々61</u> <u>かほがら5市 議会事務局</u> 様			
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
<u>田代 和正</u> 様	[REDACTED]		<u>配達</u> <u>配達証明</u>
様			
様			

【ご注意】この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。

- 損害賠償額は原則として次のとおりです。
- 一般書留：申出損害要償額の記入額(上限500万円、記入がない場合は10万円)を限度とする実損額です。
- 現金書留：申出損害要償額の記入額(上限50万円、記入がない場合は1万円)を限度とする実損額です。
- 簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
- 特定記録：損害賠償はありません。

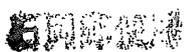
【配達状況がわかります】
フリーコール 0120-232886
インターネット <http://www.post.japanpost.jp>

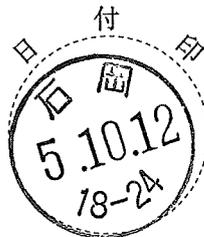


日本郵便株式会社



郵便物等配達証明書

受取人の氏名	<u>田代 和正</u> 様
お問い合わせ番号	[REDACTED] 号
<p>上記の郵便物等は、<u>5</u>年<u>10</u>月<u>12</u>日に配達しましたので、これを証明します。</p>	
<p>日本郵便株式会社</p> 	



ゴ07370 (2022・SYE)

令和5年10月24日

茨城県かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様かすみがうら市
田代 和正

百条委員会の記録提出請求書（再請求）について

大川弁護士からの回答書を拝見し、それを受けて弁護士の先生方に意見を聞きましたが、別添の山形弁護士の書面に代表されますように、百条委員会そのものへの疑念は消えません。更に言うなら、「逐条研究 地方自治法 II 発行元：株式会社敬文堂」[(財)地方自治総合研究所 監修、佐藤英善, 2005]や「100条 調査ハンドブック 発行元：株式会社ぎょうせい」[廣瀬和彦, 2008]の文献にある通り、百条委員会は憲法を頂点とする法秩序の許す範囲内で認められているにすぎない以上、憲法との整合性の観点から一定の限界がありえるとされており、住民個々人の人権、とりわけプライバシーへの配慮は重要であり、今回のように5,000名以上のプライバシーに属する対立利益が存在する場合は、まさにその例であると思料します。百条委員会にそぐわないのは明白です。

また、今回私が提出した書類は「要望書」であって「請願書」ではありません。にもかかわらず、大川弁護士が「請願法」を主張される事に違和感を感じます。

市のホームページ (<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page003991.html>) を見ると、請願書は紹介議員の署名が必要であり、これを受理した議長は委員会に付託・審査し、審議結果を本会議に報告し、本会議で議決し、提出者に審査または処理の結果を報告するとありますが、要望書(陳情書)については、「受理した議長は全議員に写しを配布」のみの記述です。このページを読んで、「市長に市民の声を届けたい」という思いで要望書を提出することを決めました。その要望書が原因で百条委員会が開催されるようなことになるとは夢にも思っていませんでしたが。

それでも、「偽造があったのかなかったのかを調べなければならない。」と言うなら、その真実を知るための手段は百条委員会ではなく、山形弁護士のおっしゃる通り、警察等の捜査機関ひいては裁判所等法廷の場で明らかにされるべきものであると思います。百条委員会で偽造の有無を調査することの妥当性はありません。しかし、そもそも今回のような「要望書」で、偽造までして署名を集めたからと言って誰が得をするのでしょうか？私はただ市長に市民の声を届けたかっただけです。多くの人の署名を出したからと言って、誰かが得をするという話ではありません。それでもなお偽造されたと言うならば、その被害者の方が訴えを起こすべきものであると考えます。偽造されたというその方のみの署名提出を裁判所や警察から促されるなら話はまだ分かりますが、5,221名全員分の署名の提出を百条委員会へする必要性は無いと考えます。

前回の要望書の署名提出請求の締め切りは9月28日までの期限がありましたが、その約1週間前の22日に突然議会事務局の方が当事務所を訪れ、提出を迫るような行動があったことには嚴重に抗議します。また、10月2日の百条委員会を受けてその内容が東京新聞の紙面に掲載され、私の実名が掲載されていますが、この記事はネット上に拡散されました。この件についても嚴重に抗議します。さらに、佐藤文雄議員の発行する「かすみがうら新聞」に百条委員会の経緯のような記事がありますが、そこにも私の実名が出ています。新聞折込で配布し、ポスティングで多くの世帯に配っておられるようですが、そこに署名の代表とは言え一市民の実名を晒している事に、嚴重に抗議します。

以上の諸々を踏まえ、百条委員会に5,221名分の署名を提出することは拒否します。

以上



意見書

令和5年10月20日

水戸市南町3-4-65

関・山形法律事務所

弁護士 山 形



1 本件要望書の偽造等の調査が地方自治法100条1項所定の「普通地方公共団体の事務」に属さないことについて

- (1) 大川隆司弁護士作成の2023年10月8日付け意見書（以下、大川意見書という）においては、本件要望書に関する偽造等調査は、将来の要望書に関する偽造等の防止策の樹立に資するものと考えられるから、将来発生する可能性がある問題を対象とする調査として、100条調査権の範囲に属するとされる。
- (2) 地方自治法100条1項に定める「普通地方公共団体の事務」に、将来議題に上るべき事項が含まれることは、概ね大川意見書指摘の通りと思料するが、その点にかかわらず、本件要望書の偽造等調査は、同条項所定の「普通地方公共団体の事務」に該当しないと思料する。以下、理由を述べる。
- (3) 第1に、本件要望書のような有印私文書偽造の有無、経緯、態様、関与者特定等の調査は、本来、捜査機関の捜査に属する事項であり、そもそも「普通地方公共団体の事務」には属さない。

第2に、将来の要望書に関する偽造等の防止策も、犯罪の防止に関する事項であり、「普通地方公共団体の事務」に属するものではない。言うまでもなく、要望書の署名や偽造は、「普通地方公共団体の事務」の全く関与しないところで行われるものであるから、「普通地方公共団体の事務」の範囲外のものである。

第3に、この種の要望書は、普通地方公共団体に提出され、現に当該普通地方公共団体の事務対象となっている状況下においては、その取扱いは当該「普通地方公共団体の事務」に属すると言えるが、要望書が提出される前段階の「将来あり得る要望書」や、既に取り下げられて「返還された要望書」に対する取扱いは、当該普通地方公共団体が物理的にも取扱えるものではなく、何ら関与する余地がないから、いかなる意味でも「普通地方公共団体の事務」に該当しない。

- (4) 仮に、提出された要望書の署名偽造の有無を判別する事務が「普通地方公共団体の事務」に該当すると仮定しても、少なくとも、それは、要望書が提出され、当該普通地方公共団体の占有管理下にあつて初めて成り立つ事務である。
- (5) 以上のとおりであるから、本件要望書が取り下げられ、現時点で当該普通公共団体に本件要望書が存在せず、当該普通公共地方団体が本件要望書に対し何らの事務も行えない状況下においては、本件要望書の偽造等調査は「普通地方公共団体の事務」には該当しないと思料する。

2 百条委員会での本件要望書の偽造等調査をすることが合理的でないことについて

- (1) 以下に述べるような現実的な問題に照らして考えても、本件要望書の偽造等調査を百条委員会が調査することは妥当ではない。
- (2) すなわち、本件要望書は、既に取り下げられて返還されており、その原本が市の手元にはない状態であるから、市が百条委員会に対し、偽造の疑いのある本件要望書原本を提示することさえ出来ず、百条委員会が本件要望書の偽造等調査を正確に行うことは不可能な状況にある。
- (3) 仮に、何らかの方法で本件要望書の原本を百条委員会が取得できたと仮定しても、有印私文書偽造の有無等は、しかるべき専門家の鑑定判断に委ねざる

を得ず、そのような手続はもっぱらその種の捜査の専門機関である捜査機関に委ねるのが最も合理的である。

- (4) また、仮に、本件要望書原本の筆跡、筆圧、筆記用具等を厳密に鑑定や調査することなく、百条委員会において、関係者の証人喚問を実施するなどして偽造等調査を進めると仮定しても、そのような方法は捜査機関の捜査やそれに続く刑事司法手続に重大な悪影響を及ぼしかねない。

例えば、捜査機関による事情聴取に先立って証人喚問を実施すれば、関係者間の口裏合わせを容易にさせるおそれがあるし、他の関係者の証言を見て自己に有利な供述をしようとする関係者もあり得る。将来、関係者が捜査機関から取り調べを受ける時点において、既に百条委員会における証人尋問結果を知っているという状況も十分にあり得る。

さらに、取調べや尋問の専門家でない者が尋問することによって、偽造関係者に、尋問の意図や関連証拠の有無等を察知されることがあり、これによって、偽造関係者が自己に有利な供述を作り出してしまう可能性も十分にあり得る。一般に、刑事事件においても、捜査機関側の証拠の状況や関係者の供述内容を知れば知るほど、被疑者は自ら有利な供述を検討しやすくなる傾向がある。

- (5) もし、市ないし議会が、本当に本件要望書の偽造等に関心があり、その真相追及し、偽造者に対ししかるべき処罰をしなければならないと本気で考えているのであれば、捜査機関に対し、有印私文書偽造の疑いがあることを通報・相談したり、証拠の状況によっては刑事告発するなどして、権限と能力のある捜査機関の捜査を促すのが最も合理的であり、かつ、その法が法体系の本来の権限配分の趣旨にも合致する。そして、その後の捜査や刑事司法手続の結果を踏まえて、仮に、普通地方公共団体たる市の事務としても何らかの検討すべき事項があるとのことであれば、その時点で検討し、必要な措置を講じれば足りる。何度も強調するが、捜査機関の捜査対象となる犯罪について、

捜査機関以外の機関が捜査もどきのことを行うことは、捜査妨害になりかねない。地方議会は犯罪の有無を捜査する場ではない。

3 結論

以上のとおり、本件要望書（特に既に取り下げられた本件要望書）の偽造等調査は、地方自治法100条の「普通地方公共団体の事務」に該当しないと解されるし、現実的に見ても、捜査機関よりも捜査能力や捜査権限の劣る百条委員会が捜査機関の捜査に先行して本件要望書の偽造等調査を行うことは有害無益と言わざるを得ない。よって、公金を支出してまで、本件要望書の偽造等調査のために百条委員会を継続することは相当ではないし、関連する公金支出が違法または不当な支出と判断されるおそれがあると思料する。

以上

を保障するため民訴法上の証人罰関に関する規定の準用(第二項)が認められ、③宣誓した選挙人その他関係人の虚偽陳述に対する罰則(第七項)、④選挙人その他関係人の不出頭の場合の制裁(第三項)、記録不提出(第三項)・証言拒否(第三項)などをめぐる告発手続(第九項)、さらに、⑤公務員の守秘義務との関係(第四項、第五項、第六項)など詳細に定めている。

4 調査権の限界(濫用)

議会に広範な調査権を与えて、議会の権能を十分發揮せしめようとするには、地方行政の民主的運用にとって不可欠の原理としてよい。しかし、だからといって悪しき意味での議会万能が認められるものではない。

第一に、議会の権能といえども憲法を頂点とする法秩序の許す範囲内で認められているにすぎない以上、憲法との整合性の観点から一定の限界がありうることは想像に難くない。まず、住民個々人の人権、とりわけプライバシーへの配慮である。また、労働基本権保障との調和である。たとえば、人件費をめぐる広島県府中市職事件⁽¹⁾のように、調査権の発動が純粹に人件費の問題にとどまらず(その限りでは調査権の対象たりうるであろう)、組合活動がその対象とされる場合がその例である。このような憲法の保障する労働基本権の行使が、安易に調査権の対象となりうることを解するとすると、刑罰によって担保された強力な議会調査権によって、公務員の労働基本権が侵害されるおそれのあることは明らかである。実際上もかかる調査権の発動自体によって公務員の労働基本権の行使は恫喝され、自己規制されたり萎縮(chilling effect)をきたりする⁽²⁾ことになるのである。

第二に、関連法令との整合性の観点から出てくる限界も考えうる。たとえば、前述の事例のごとき労使関係が調査権の対象となっている場合、法律の明文規定によって労使関係の自治が保障(たとえば地公法第五五条)されている点を考えると、議会の調査権の発動もこれらの規定と矛盾しない限りで許されると解するのが正当な解釈といふべき

「逐条研究 地方自治法 II」
[(財)地方自治総合研究所 監修、佐藤英善, 2005]

事項にまで他方の権限が及んでしまつた。対等な立場から、相互に牽制・抑制することができず、均衡と調和を目的とした二元代表制を採用した意味が失われてしまうからである。

⑤ 基本的人権との関係による限界
100条調査を行使するに当たっては、基本的人権を侵害することはできない。

すなわち、憲法で保障されている個人の思想や信条、信仰に係る領域について100条調査を行うことは基本的人権の侵害に該当するため、調査できない。

さらに、政治責任の追及に係る内情暴露などの事実の解明、個人の秘密やプライバシーに係る事項の暴露のための調査を行うことはできない。

これらについて尋問が行われた場合、証人は次に掲げる憲法第38条の黙秘権及び地方自治法第100条第3項の正当の理由による証言拒絶を根拠に、証言を拒絶することができる。

【憲法第38条】

① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

【地方自治法第100条】

③ 第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当な理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6ヶ月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

「100条調査ハンドブック」 [廣瀬和彦, 2008]